

新冠町立新冠中学校 消防計画書

(目的)

第1条 この計画は、新冠町立新冠中学校における非常災害に対し、事前に防止するため管理を徹底し、火災・震災・その他の災害による被害を最小限にとどめることを目的とする。

(総括)

第2条 校長は非常災害予防に関する事務を総括するとともに、職員を指揮監督し万全を期さなければならない。

(防火管理者の任命)

第3条 校長は有資格者の中から防火管理者を任命する。

(防火管理者の職務)

第4条 (1) 防火管理者は、防火に必要な業務を行うものとする。

(2) 防火管理者は常に消防の用に供する設備、消火活動上必要な設備の点検及び整備を行い火気責任者に必要な指示を与える。

(3) 防火管理者は、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

(消防計画)

第5条 防火管理者は、消防計画を作成するときは、次の各号について定めるものとする。

(1) 自衛消防組織に関すること。

(2) 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。

(3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。

(4) 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防煙区画、その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

(5) 防火壁、内装、その他防火上の構造の維持管理に関すること。

(6) 定員の遵守、その他収容人員の適正化に関すること。

(7) 防火上必要な教育に関すること。

(8) 消火、通報および避難の訓練に関すること。

(9) 火災、地震その他災害が発生した場合における消防活動、通報連絡および避難誘導に関すること。

(10) 防火管理について消防機関との連絡に関すること。

(11) 増改築または模様替え等の工事中の防火対象物における防火管理者又は補助者の立ち会い、その他火気使用又は取扱いの監督に関すること。

(12) 前各号の他、防火対象物における防火管理に関し、必要な事項。

(訓練)

第6条 校長もしくは防火管理者は、非常災害発生に備え、必要に応じ次の訓練を行うものとする。

- (1) 通報伝達訓練
- (2) 避難訓練(1回以上 昼間)
- (3) 消火機材取り扱い訓練
- (4) 総合訓練(年間2回) 6月、10月

(火気責任者)

第7条 別表1に定める火気責任者は、火気使用の場合、次の事項に留意して火災予防に努めなければならない。

- (1) 火気使用の時は、他に引火の恐れがないか確認する。
- (2) 火気使用中は、消火用水を用意する。
- (3) 火気使用中は、引火の恐れのあるものを火気に近づけない。
- (4) その他、火気取り扱いに関して、防火上必要な事項。

(職員の勤務)

第8条 職員は、常に火災予防に留意し、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 火気を使用後は、完全消火し残り火のないことを確認する。
- (2) 平常使用以外でやむを得ず火気を使用するときは、火気責任者の承認後とする。
- (3) 喫煙は決められた場所で行うこと。
- (4) 電気機器の使用後は、電源の遮断等を確認すること。
- (5) 防火上危険な箇所を発見したときは、直ちに防火管理者に報告すること。
- (6) 防火壁、非常口、防火シャッター等の近辺には物品を置かないこと。
- (7) その他、火気の取り扱いは防火管理者又は火気責任者の指示に従うこと。

(日直者の勤務)

第9条 日直者は常に火災予防に留意し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内の巡視を確実に行うこと。
- (2) 非常口、防火壁、防火シャッターの状況の確認を行うこと。
- (3) 自動火災警報機(兼侵入警報機)のスイッチを確実に開閉すること。
- (4) 火災が発生した場合は、初期消火を講ずるとともに消防機関、教育委員会に連絡し、生徒を安全な場所に避難させること。
- (5) 公設消防隊が来たら、内部情報を確実に伝えること。

(非常搬出)

第10条 校長はあらかじめ非常搬出物件を指定するとともに非常災害が発生したときは迅速に搬出できるように準備しておかねばならない。

(消火組織)

第11条 防火管理者は、非常災害に備えて別表第2に定める自衛消防隊を組織しなければならない。

(非常招集)

第12条 校長は非常災害が発生したときは、昼夜を問わず別表第3に定めるところにより所属職員を非常招集するものとする。

(自主検査)

第13条 火災予防上の自主検査、消防用設備の点検は次による。

(1) 自主検査

区 分	事 項	検 査 係	回 数
防火上の設備	全般	防火管理者	随時
整理、清掃状況	屋内外一般	各区域責任者	終業時 1回
喫煙管理	全般	各自	随時
火気使用設備	機器及び管理	各担当者	終業時 1回
危険物管理	全般	防火管理者	随時
電気設備	全般	防火管理者	毎月 1回

(2) 消防用設備点検

区 分	事項	点検者	外 観	作動・性能	精密検査
消防の用に供するもの (消火警報避難設備等)	一般	防 火	1ヶ月	6ヶ月	1年
	全般	管理者	1回	1回	1回
消火器の員数、出入口 道路、非常口の障害等	屋内	防 火	毎日 1回以上		
	屋外	管理者			

(3) 自主点検結果は点検記録簿に記載しておかねばならない。

(消防機関への報告、届け出等)

第14条 校長は次の事項について消防機関への報告、届け出又は連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届け出に関する事。
- (2) 消防訓練実施における事前通告及び指導の要請に関する事。
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告に関する事。
- (4) その他の法令に基づく届け出、連絡事項に関する事。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策の目的)

第15条 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

(2) 緊急地震速報発表時の対応

- ア 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとる。
- イ 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。
- ウ 施設内の生徒等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全確保に努める。

(3) 地震発生時の安全措置

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(4) 地震発生後の自衛消防活動

- ア 地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。
 - (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - (イ) 必要な情報を職員に知らせる。
- イ 連絡通報班は、次のことを行う。
 - (ア) 災害の発生を校内に連絡し、指示する
 - (イ) 消防機関に通報する
- ウ 消火班は、次のことを行う。
 - (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
 - (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

エ 避難誘導班は、生徒等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 生徒等を落ち着かせ原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 生徒等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 生徒等を避難場所（建物3階教室への垂直避難等）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

オ 警戒班は、次のことを行う

(ア) 重要物件の非常持ち出しにあたる

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの措置)

第16条 地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- (1) 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- (2) 職員及び生徒等に対し、放送設備により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあつては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第17条 大規模地震対策特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- (1) 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。
- (2) 生徒は、保護者への引渡しを原則とする。ただし、引渡しまでの間は、学校で保護する。
- (3) 中学校の生徒は、あらかじめ保護者との間で決められた集団下校等の方法で帰宅させる。
- (4) 警戒宣言発令中は、学校等は休校とする。

(付 則)

この計画書は、令和6年4月1日より施行する。

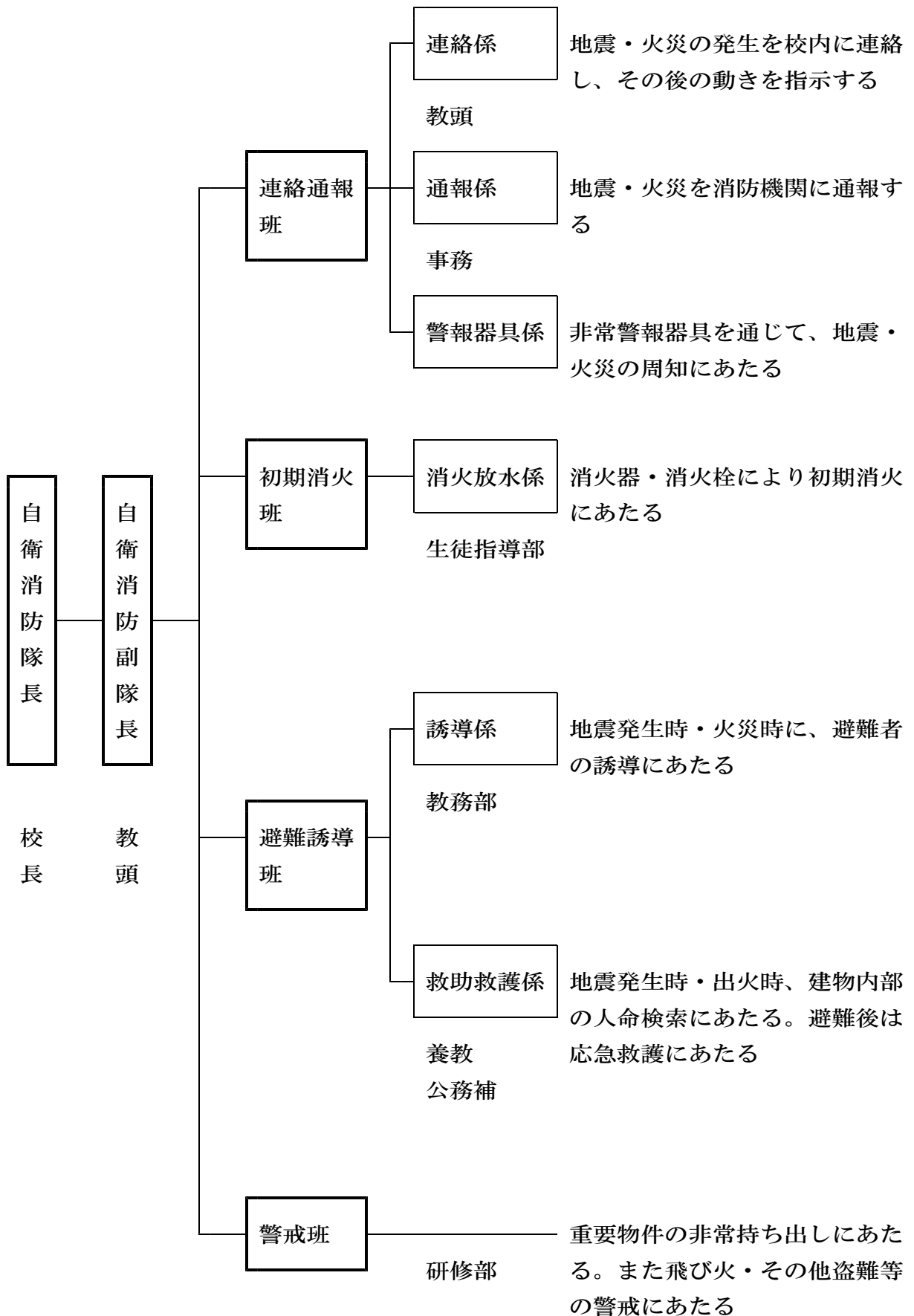
(別表2-1)

新冠中学校防火・防災組織

管理について権原を有する者 校長	防火管理者	防火担当責任者 ・校長 ・各管理責任者	防火管理の責任者は、各火元責任者及び一般の火気(器)、電気配線、危険物等防火管理責任を分担する
		建築物等検査班 ・内) 事務 ・外) 公務補	建物内外の防火的な位置・構造・使用状況、防火戸・排煙口等々の管理及び検査の任にあたる
		火気使用施設 検査班 ・事務・事務生 ・公務補・養教	炊事器具・採暖用機器・燃料置場・喫煙所等の火気使用箇所の管理及び検査の任にあたる
		電気設備検査班 ・事務 ・公務補	電気主任技術者と連携をとり、電気配線・電気機器等の火災予防管理及び検査の任にあたる
		危険物(準危険物)検査班 ・通常学級担任	危険物保安監督署と連携をとり、安全管理及び検査の任にあたる
		消火設備 点検整備班 ・副担任	消火器・消火栓・自衛消防ポンプ等の機能及び障害物除去の管理及び検査の任にあたる
		警報設備 点検整備班 ・支援学級担任	避難階段・非常口・救援袋・梯子等の点検整備の任にあたる

(別表 2 - 2)

新冠中学校自衛消防・防災組織

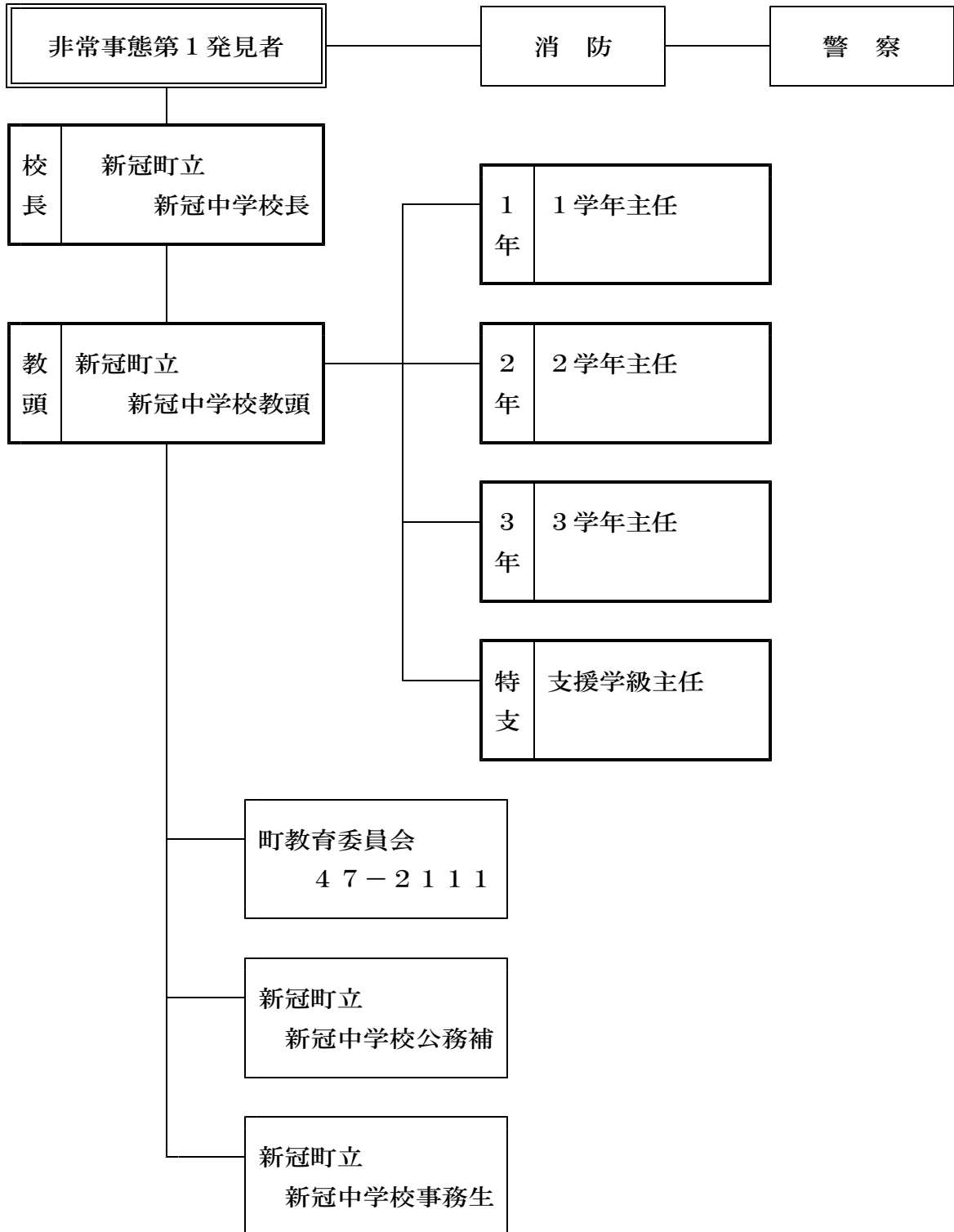


(別表3)

新冠中学校非常招集規定

1. 新冠中学校消防計画第12条の規定により、校長は非常災害が発生した時は、次により所属職員を非常招集するものとする。

2. 連絡経路



(別表4)

防火管理責任者

1 階		2 階		3 階	
場 所	責任者	場 所	責任者	場 所	責任者
美術室	美術教諭	多目的室	教頭	理科室	理科教諭
音楽室	音楽教諭	図書室	図書係	調理・被服室	家庭教諭
技術室	技術教諭	教材室	事務	視聴覚室	I C T 係
体育館・諸室	体育教諭	2 A 教室	担任	生徒会室	生徒会係
給食・配膳室	事務生	2 B 教室	担任	談話室	教頭
校長室	校長	1 A 教室	担任	消耗品資材室	事務
職員室	教頭	1 B 教室	担任		
保健室	養護教諭	配膳室	事務生		
用務室	公務補				
印刷室	事務生				
相談室	教頭				
放送室	視聴覚係				
ボイラー室	公務補				
プロパン庫	公務補				
3 A 教室	担任				
3 B 教室	担任				
情緒障がい教室	担任				
知的障がい教室	担任				
言語障がい教室	担任				

*その他 各階給湯器、トイレ暖房機の管理は、公務補（教頭）